

北島正元『幕藩制の苦悶』日本の歴史一八中央公論社刊

高柳金芳『江戸時代非人の生活』雄山閣出版刊

南和男『江戸の社会構造』塙書房刊

笠原一夫・安田元久『史料日本史』山川出版社刊

山口啓一・佐々木潤之助『幕藩体制』日本評論社刊

## 人足寄場と民衆

荒井貢次郎

口上

- 一 人足寄場前史における江戸下層民観  
 荻生徂徠「政談」の成立 徂徠の下層民概念構成 徂徠の被差別部落民概念
  - 二 無宿を生む社会生活不安と基盤
  - 三 人足寄場収容者の無宿高率性
  - 四 寄場人足の出身地分類
  - 五 人足寄場に収容された山伏・願人・乞胸
- 終幕

口 上

江戸の無宿・野非人・乞食などに対する授産と授職および、防犯対策のために、人足寄場を設け、その後、非人小屋（非人寄場）が設置されている。この人足寄場は、その収容される人たちの多くが、無宿である。この無宿を生む人的プールとなった民衆、とくに下層民衆の構造をつかむことと、無宿などを生む都市・江戸の階層と、江戸へ流入する他国者をつくり出す社会機能を知る必要があるが、また、天災地異といった、自然の圧力も考えてみるべきであろう。

こうした下層社会については、社会史的な研究がすでになされているので、それらの成果を参考としつつ、手がかりにして、最初に、人足寄場設置以前における民衆の基層構成につき、享保時代の江戸下層民観を示した荻生徂徠の「政談」により考察してみよう。

ついで、無宿を生む江戸の社会生活不安の階層的基盤沈下の現象を考えてみる。ここから目を人足寄場の解体期にあたる明治初年、とくに明治二年（一八六九）に集中し、石川島人足寄場の在籍簿である「明治二己巳歳中居越帳」を採り上げて地ならしの考察を加え、将来の考究に備えてみた。

また、とくに、願人と下層社会との関係も、今後の法民俗史的分野の開拓のため一石を投じつつ、問題を後日に託した。

明治以後については、すでに、横山源之助の好著「日本の下層社会」（明治31年刊）などから続くスラムの研究が山積しているが、いまだに、その著のうちに盛り込んだ東京の三大スラム街についての十分な法制史的考察は

尽されていない。明治期の司法警察・行刑・社会福祉施設は、これらスラムと、そして被差別部落との関係なしには、とうてい実態を正確につかむことはできない。

こうした細民・窮民を転落させつつ、成長してきた明治資本主義確立期の社会底辺から、もう一度、さかのぼって、江戸時代の社会問題、救貧政策を石川島人足寄場の軌跡のうちにたどっていくべきものがあると思われる。

## 一 人足寄場前史における江戸下層民観

### 荻生徂徠「政談」の成立

荻生徂徠の著わした「政談」・全四巻は、政治向きの秘書として、徂徠自から、他見を許さなかったものであるが、江戸時代に写本となって広く流布されていた。

この書は、徂徠の履歴を誌した「親類書由緒書」の記述によると、享保七年（一七二二）に御側用人・有馬兵庫頭氏倫を通じて「御隠密御用」として八代将軍・吉宗へ献策したものである。ただ、文体を他の著作と比較すると違いがあり、特別のニュアンスが盛られてあるので、果して直接に執筆したものがどうかは疑わしいが、徂徠は、側近にこれを調べさせ、作成させたものではなからうかとも思われるが、ここでは論及しないことにした。徂徠は、「政談」に先だち、すでに、享保元年（一七一六）に、「太平策」・一巻を幕府に献じている。「政談」は、「太平策」の第四・五章「制度立替」の部分を詳説したものであることは明白である。

辻達也教授の「政談」・解題（岩波書店刊・日本思想大系・36）によれば、「政談」成立は、享保一〇年（一七二五）七月一七日以前の、ほぼ、二年間ということになるが、この間、一二年（一七二七）四月一日に、徂徠は、将軍・

吉宗に、はじめて謁見を許されている。「政談」の献呈は、この日の前後に行われたものと考えるのが妥当であるまいかと記している。

このように、「政談」の成立と献呈は、享保一二年四月一日の前後と推定するが、その原稿は、かならずしも、この頃に一気に書き下ろされたものとは思われない。むしろ、かなり前からメモのようなものが書きためられ、その断片的な事柄を、この時に集成了な思われる箇所が少なくない。年代的に、明確に指摘できない記事のうちにも、書きためられた旧稿をそのまま入れてある箇所は少なくない。いうなれば、徂徠の晩年に当る享保一〇年（一七二五）前後の政治・社会的事象をふまえての意見ではなく、広く元祿から享保の前半期にわたる政治論を展開したものと見えるであろう。

享保七年（一七二二）二月は、徂徠が、幕府の御書籍御用と御隠密御用となり、それ以後は、有馬兵庫頭宅へ毎月・三度は出頭していた。

またこの享保七年（一七二二）という年は、穢多頭・弾左衛門と非人頭・車善七との間で、賤民支配権をめぐって、江戸において町奉行のもとで訴訟が行われていた。徂徠は、隠密行動のうちで、こうした事件についてもメモをとっていたことになる。

### 徂徠の下層民概念構成

「政談」・巻一によって下層民の概念を探ろう。

浪人は、店借りであれば、町人扱いとなるべきもので、浪人は、武士ではないのである。浪人につき「政談」では、

元来ハ武家ニ奉公シテ其主人ノ人別ニ結ビ有シ処、今・夫ヲ離レヌレバ、有付迄ハ何ノ町・何ノ村ニ在ルト云トモ、農商ノ外ノ者ニテ、全体・旅人ノ意也。去ドモ返ルベキ郷里モ無レバ、亦・旅人ニモ属シ難シ。唯・浪人ト云テ、何方ニ在テモ・店借リノ捌キナルベシ。親類・近付ノ請判ニテ差置コト、別ニ当時ノ仕方ト替リ有マジ。

道心者とは、仏道に志し、剃髪しているが、寺に入らない者、またの名を乞食坊主ともいう。

道心者ト云者ハ頭モ無<sup>レ</sup>之、締リノナキ者也。去ドモ・是又・鰥<sup>くわんこ</sup>寡<sup>こ</sup>獨<sup>どく</sup>ノ類ニテ、畢竟・窮民ノナル者ナレバ、詮方モナキ者也。剃髪ノ師ノ付届ヲ以テ、是モ常ノ店借リ同前ナルベシ。

僧尼令の非寺院条に、「凡そ僧尼、寺院においてするに非ずして、別に道場を立て、衆をあつめて教化」すれば還俗と定められ、また、「続日本紀」の養老六年（七二二）七月には、「経を負ひ、鈔を捧げて、食を街衢の間に乞ひ、或は偽りて邪説を誦し、村邑の中に寄落し、聚宿を常となす」を禁じている。「類聚三代格」では、違犯の僧尼は、杖百の刑に処することになっている。

寺方ノ隠居・旅僧ノ類ハ、寺社門前ニ限り可<sup>キ</sup>差置<sup>ル</sup>也。

元来・仏法ニモ、僧ノ民間ニ居住スルコトハ仏ノ禁戒也。代々ノ律ニモ制禁也。

邪法ノ類モ、民間ニ混ジテ居テハ難<sup>キ</sup>知<sup>レ</sup>也。

陰陽師、事触<sup>ことさわ</sup>、宮雀の類は、「小サキ刀・一本ナルベシ」とある。

山伏は「無刀ナルベシ」とある。

何レモ大小ヲ差シ、武家ニ混ズルコト謂レナシ。

とある。

山法師・奈良法師・根来法師の類とある。山法師とは、京都・比叡山・延暦寺の法師、奈良法師とは、興福寺・東大寺などの大和国の大寺に属する法師、根来法師とは、紀伊国那賀郡・新義真言宗大本山・大伝法院（根来寺）の法師をいう。

これらの法師は、

大刀ヲ帶シ、甲冑ヲ帶シタレドモ、今ハ皆誠ノ僧ト成レリ。

山伏については、

其時ノ風俗ノ残リタルナリ、山入ノ時、柴打<sup>しばうち</sup>・利劍ヲ指ト言コト古法也ト言。弥・然ラバ山入ノ時・計リ古法ニ従フベシ。

平生・御城下・又ハ田舎ヲ歩行ニハ勸進ノ為也。勸進ト言ハ出家ノ法ニテ乞食ナリ。是・忍辱<sup>にんじやく</sup>ノ行ナルニ、大小ヲ指スコト有マジキコト也。田舎ナド歩行テ、女子計リ居タル所ニテハ刀ヲ抜ナドシテ、怖<sup>おど</sup>シテ無体ニ勸化ナドスル類多シ。又・夜討・強盗ヲスルコトモマ、アリ。

事触ニモ人ヲ怖シテ無理ニ勸化ヲ入サスル輩多シ。

遊女・河原者の類、この河原者とは、専ら歌舞伎役者の賤称となっている。

遊女・河原者ノ類ヲ賤シキ者トスルコトハ、和漢・古今トモニ同断也。

これらの者を賤しいと考える理由はどういったものであろうか。これに答えて、

是等ハ、元来・其種姓・各別ナル者故、賤シキ者ニシテ、団左衛門ノ支配ニスルコト也。

この差別につき、「政談」では、

然ルニ・近年ハ古法ヲ取失ヒ、平人ノ女ヲ遊女ニ売リ、又・河原者ヨリ商売人ト成ル。

この差別の枠が、薄らぐことにつき、

是・不<sup>レ</sup>宜<sup>カ</sup>コトノ第一也。

娘を売ろうとする者と、これを買取ろうとする遊女屋との中間で、媒介を業とする者を女<sup>せげん</sup>街という。この業者につき徂徠はいう。

平人ノ女ヲ買取テ遊女町へ売者ヲ女<sup>せげん</sup>街トヤラン言テ、人ヲカドハカシテモ売也。

其上・我女ヲ自親・遊女ニ売事、下賤ノ者ニモ一向アルマジキ事ナルヲ、不<sup>レ</sup>構<sup>ハ</sup>ニ売コトハ、元来・平人ノ女ヲ遊女ニ売ト云ヨリ起リテ、歴々ノ者モ遊女ヲ妻ニスル類、不<sup>レ</sup>可<sup>カ</sup>ニ勝<sup>カ</sup>計<sup>カ</sup>。是ヨリシテ・又・平人ノ女ヲ弥・遊女ニ売也。

これらも、もともと種姓の異なる遊女であるべきものが時の変遷は、この差別観が薄らいできたものと考えてよいであろう。

畢竟・遊女ニテモ平人ト種姓ニ替リ無<sup>ク</sup>了簡スルヨリ事起リタル事也。：宜カラザル事也。：皆・種姓ノ混乱ヨリ起ル事也。

女歌舞伎が盛行し、これが遊女との間にそれぞれの分限を逸脱し、互いの領域に入り込み、風俗の弊害が生じてきたので、風紀上のことを主な理由で、女歌舞伎が禁止されたので、若い男子による歌舞伎に移った。しかし、この若衆歌舞伎も男色の弊害が生じ、幕府は承応元年（一六五二）に若衆歌舞伎を禁止し、若衆の前髪を剃り落させたので、この姿から野郎とよばれるようになった。このことの建策として徂徠はいう。

古法ノ如ク、種姓ヲ正シ、遊女・河原者ノ子ヲ、男ヲバ、野郎ニシ、女ヲバ遊女トシ、平人ト混ズル事ヲ堅ク禁ジタラバ、此悪風・自カラヤムベキ也。

比丘尼というのは、男僧の比丘に対し、女僧（尼）を比丘尼というのであるが、ここにいう比丘尼とは、江戸時代に、尼僧の姿で売春をした私娼で、江戸の岡場所の一つを形成し、比丘尼長屋さえ形成した。この売春婦について徂徠はいう。

比丘尼ニモ平人ヨリ成コトヲ堅ク禁ジ、比丘尼ノ子ヲ比丘尼トシ、種姓ヲ極ムベキ事也。

#### 徂徠の被差別部落民概念

江戸時代の賤民につき、辻達也教授は、「政談」に注している。乞食（物乞い）とか、罪人の引き廻し、死骸の片付けなどをする。人別帳にのり、非人小屋頭に支配される抱非人と、無宿の野非人とがあった。

これら乞食・非人について、

乞食・非人ト言者ハ元来・種姓ニ替リモ無ク、平人ヨリ成ル者也。然ルニ火ヲモ一ツニセヌ団左衛門手下ニスルコトハ、元来・癩病人ヨリ起ル。

と、団左衛門（弾左衛門）の支配下に、乞食・非人は属しているとす。が、乞食・非人をもって癩病人から起きているとの見解をとっている。これは、かなり古くからの伝承である。しかし、ただこれだけで簡単に処理できるのであるか。大和国・奈良坂の賤民形成伝承に通じるものがある。

癩患者を救済するために、寺社は、施療・施薬の施設をもってくるが、また、寺社に拠って、癩病者が集まることにより、施物を受ける機会が多く与えられる。癩病人を三宝に見棄てられたというが、中国的にいうと、これは、天刑病といわれることにもなる。日本の古代法概念では、国津罪のうちに挙げられている。

癩病は、明治初年、全国の患者数は、一五〇、〇〇〇人といわれたが、同三四年（一九〇一）の調査では約三

四、〇〇〇人が数えられた。明治初期から各地に、い、療養所が設置されて患者を収容、同四〇年（一九〇七）、その患者が、社寺・公園・温泉場などを徘徊して、病毒を伝播させるおそれがあるので、防止するため法律第一九号（後に、らい予防法となる）が公布された。

江戸時代には、癩病にかかると、患者を家族が、四国八十八ヶ所や熊本清正公祠などの霊場へ順礼に旅立たせ、郷里には再び帰らせないようにしたため、それらの場所に、患者が多く集ってきて物乞をして生活していた（山本成之助「川柳医療風俗史」・昭和47年刊）。

徂徠によると、

癩病人ヲ、世ノ俗ニシテ、三宝〔仏・法・僧〕ニ棄ラレタル者也トテ、京師ニテ是ヲ悲田院ニ置キ、火ヲ一ツニセザリシヨリ起レリ。

田舎ニテハ乞食ト云ハ皆・癩病人也。今モ皆・如レ是。

御当地ニテハ善七ヲ乞食ノ頭トスル事ハ、東照宮ノ御時ヨリ御定メト云事ナレバ、御当地・乞食ノ類ハ其通リノ事也。

無宿とは、人別帳から削られた者をいう。

近年・無宿ニ成タル新薦被リノ類ヲモ、善七手下ニ為スコト如何アルベキ。

新薦被リト言ハ、多クハ田舎ノ百姓ノ奢付、耕作ノ骨折業ヲ嫌ヒ、雑穀ヲ食ルコトヲキラフテ、御城下奉公ニ来リ、所ヲ不定、方々渡リ歩行キ、年寄テ、故郷へ帰ルベキヤフナク、辻番・門番・同心ノ荷物担ナドニ成タル者アリ、

又・中比ヨリ奉公ヲ止メ、棒手振、其日暮シヲ仕タル者ノ果モアリ、

この棒手振とは、振売商人で、荷物を担って、売声を立てて売り歩く商人である。魚・野菜などの振売りをいう場合が多い。

こうした生業につくのも、

弱キ人ノ子弟ノ同楽ヲシテ親・親類ノ勘当ニ逢ヒタル果モアリ、又・浪人ノ成レルハテモアリ。何レモ身勤・悪キヨリ成タレドモ、元来・愚ナル者ノ其慎ミ悪キト言モ、世間ノ風俗ニ連テノコトニテ、其上ニ近年・世話リ、世間過ギ難ク為ル故、如レ此者出来タリ。

といい、こうした世相に対し、徂徠は批判を加えている。

然ラバ・国ノ治悪キ故・風俗モ悪クナリ、世モ詰リタル中ヨリ出来ル事ナレバ、畢竟・上ノ咎ト言ベシ。

去、下モ、右ノ乞食・非人ト云者ハ、畢竟・鰥寡孤独ノ輩ニテ、天下ノ窮民也。如何ナル聖人ノ御世ニテモ、鰥寡孤独ハ有ルコトナル故、文王ノ仁政ト云ハ鰥寡孤独ヲ愍ミ・救フコトヲ第一ト仕玉ヘル也。

として、いつの世にも窮民の存在することの必然性を説き、窮民があれば、為政者は、これが救恤の仁政を行うべきものと提言している。しかも、

増テ・今ノ乞食・非人ハ世ノ風俗ノ悪ト世ノ詰リタルヨリ生ジタル者ナレバ、畢竟・上ノ治ノ届カヌ所ロハニ帰スルコトナル故、是ヲ救フ道アルベキコト也。

と断言し、さらに言を進めて、

然ルニ・何ノ思ヒ廻シモナク、善七手下ニ成スコト、唯・仕形ニ困リテノコトナレバ、奉行御役人ノ才智ノ拙ナキト云ベシ。

として、窮民が乞食となり、無宿・野非人化が起れば、これを、身分的に常民より一段・下に降し、非人頭の支

配につけるのは、まさに、臭いものには蓋といった、隔離策にすぎず、また防犯上の保護に過ぎず、まさに、人間賤視、人権無視の劣悪の策といえる。これは奉行の知恵のなさ、無能を露わすものといえると評している。

近世封建社会の最下位におかれた賤民・非人の頭・車善七の手下になることにつき、

善七手下ニ成トキ、古乞食ドモ、是ニ放逸無慚ニ中ル也、元来・薦被リ・無宿ノ者ハ死ト紙一枚程ナラデハ隔テヌ者成ル故、恥ヲ知ラズ、刑ヲモ恐レズ、放縦ナル者也。夫ヲ古乞食ドモ・放逸無慚ニ中ルトキハ、其心入フテカヘリテ、愈・悪キ者ト成ベシ。夫ヲ復・乞食ノ役トシテ、刑罰人・倒者、川流等ノコトヲ取扱ハスル故、益・其心・暴虚無道ニ成モ、畢竟・上ノ仕付ニテナル也。

倒者とは、行倒れ・行旅(路)病死者、川流とは、土左衛門・水死人・溺死者をいう。

左様ナル者ヲ善七手下ニ付テ、乞食ノ数、今ハ夥シク成タリ

「月堂見聞集」・卷一六・享保九年(一七二四)・正月の記事によれば、善七の手下である非人の数は、三〇、〇〇〇余人とある。

乞食に対する差別と隔絶については、

夫ヲ世ノ風俗ニテ、火ヲモ平人ト一ツニセヌ物也ト云ヨリ、平人ト別境界ニ隔タリ、乞食ノ仲間ニハ如何成事ノアルモ、平人ヨリハ全ク知レヌ事也。

乞食の火罪を犯かすことにつき、

近年・乞食ノ内ニ火付多ク有テ、火罪ニ成タルモ、何十年已前ヨリ如此ノ悪事ヲスルカモ知ル人モ無ク、氣ノ附人モ無キハ、別境界ニ隔タリタル故也。

こうした別世界をもつことの違和感と疎外感は、一面、賤民自治は確立するも、差別の溝は深くなるばかりである。

平人ト別境界ニ隔タル者・夥シクナルハ、異国人ヲ連来リテ、夥シク御城下ニ放シ置ガ如シ、斯アラバ、世ノ移行行ホド増ヌベシ。世ノ末ニ成タラン時ハ、乞食ノ内ヨリ如何ヤフノコト出来スベキモ計リ難シ。

と、治安面での空白地の存在を非難している。こうした治安対策を強調し、治外法権的な見地を披瀝している。こうしたことから、幕府は、幕藩体制のテコ入れとして享保改革の重要施策の一環として、弾左衛門を賤民層の一貫系列のタテ社会の頂点においたことと、司法・警察行政の奉行の直接管下におかれたこととなる基礎的見解を示したものと、えよう。

車善七の系譜につき収録し、

既ニ・善七ト云者ノ先祖ハ、景勝ノ家来ニ車丹波ト云ル者ナリシガ、御草履取ト成テ、東照宮ヲ睨ヒ奉リ、己ガ家来ヲバ、皆・江戸ヘ連来リ、乞食ノ中ヘ入レ置シヲ、事頭レタル時、東照宮・広大不測ノ神慮ニテ御免アリテ、乞食ノ頭ト成タルト申伝ル也。此等ノ類ハ治ノ道ニハ深ク恐レ氣遣フベキコト也。

最後に、穢多については、

穢多ノ類ニ火ヲ一ツニセヌト言コトハ、神国ノ風俗、是非ナンシ。

この見解は、多分に穢のタブーにこだわり文字面からの考えが強く出ている。

癩病人ニ火ヲ一ツニセヌト言コト聞ヘヌコト也。孔子ノ門人ニモ、德行ノ科ニ名ヲ得タル冉伯牛モ有ル也。

病ナレバ、如何ナ貴人ニモ有マジキニモ非ザル也。夫ヲ悲田院ニ棄テ、火ヲ一ツニセザリシ昔ノ風俗モ、頑ニ、愚ナルコト也。夫ヨリシテ、乞食ノ類ニ火ヲ一ツニセヌト言コト不聞也。

と、そうした病気を患う人に対する措置の理由のない不当なものであると主張している。

## 二 無宿を生む社会生活不安と基盤

天災・地異は社会生活を不安定にし、窮・貧民を生む大きな原因となる。江戸の花といわれる大火は、数多く発生した。また、水害・風害によっても住む家を破壊され、奪われ、疫病の流行による生活の危機、さらにそれらが複合して、人びとの生命・生存・財産に大きな危険と危惧をもたらしていった。

食物などの生活物資の高騰は、たび重なる飢饉の襲来により、決定的な打撃を江戸市民に与えてきた。こうしたことは、江戸市民だけではなく、他国の飢饉などによるそれぞれの国の人びとの流民化が現われ、無宿、出稼人となってきた、これが、また、離職してしまった無職者、結局は、救恤の対象となる人口として、江戸に流入して、人口増加をもたらし、社会不安を増していく。

一般的にみて、江戸へ流入する人口が、すぐに仕事に就き、生活の糧を手に入れられるならば問題はない。しかし、江戸在住民にも失・離職者、無宿が生まれていくとき、流入民が、さらに、失業状態におかれてしまえば、社会問題、防犯問題、刑事政策のうえで、市政運営の基礎の一環として重大な事態となって大きくなるしかかってくることになる。

流民が、賤業に就ければ、まだ、ボーダー・ライン以下でも生活は立っていけよう。しかし、賤業も、簡単には就かれない。墓守、末端宗教賤民、芸能賤民などには、すぐもぐり込めない。職業的乞食(物乞・袖乞)をしなくとも、乞食には、それなりの職場(縄張・転場)稼ぎがあり、賤民支配系列者から許可されない限り、そうした稼業に従事できない。それで、生活費を稼ぐために、犯罪者に転落するより道がなくなる。それでも、婦女子そうした人の墓が残っている(筆者・伊豆大島聞書)。

江戸時代から明治時代にかけての江戸・東京およびその他の地域に災害をおよぼした主な飢饉は、

これらにもありつけず、また刑余者は、やくざ無宿になっていく。なかには、幕末の例に、伊豆七島では、島内の生産人口の不足から、島の産物(干魚・海草類)を江戸に送ってきた船で、江戸の無宿・流民を收容し、これを雇用したという。その乗船場は、霊岸島(永代橋、万年橋のこともある)であった。いまでも、伊豆大島には、そうした人の墓が残っている(筆者・伊豆大島聞書)。

江戸時代から明治時代にかけての江戸・東京およびその他の地域に災害をおよぼした主な飢饉は、

(1) 元和五年(一六一九) 江戸の大飢饉、餓死者が、町にあふれた。江戸に幕府を開いて以来の規模の大きいものといわれる(「元和日記」,「統皇年代略記」,「増訂・武江年表」など)。

(2) 寛永一九年(一六四二) 全国に飢饉がひろがり、窮乏した人びとが、江戸に流入し、乞食をし、餓死者も多くでたので、それらの窮民を幕府は、故郷の地に帰らせ、また救小屋を教屋設けた(「寛永日記」,「人見和記」)。

(3) 延宝九年(一六八一) 前年の飢饉の余波であって、幕府は米三〇、〇〇〇俵を出し、江戸の士民を救った(「慶安元祿聞記」,「憲法編年録」)。

(4) 元祿一四年(一七〇二) 元祿七年(一六九四)以来の不作続きで、一二年(一六九九)以来は、特に著しく、江戸府内は、一四年に至って、道に餓死者を見るに至った。幕府は、救小屋を本所、霊山寺側に設けて救済し、一五年・春にまで救恤は続けられた(「柳營目次記」,「古今米価表」)。

(5) 享保一八年(一七三三) 一七年・冬から、江戸市中に食に飢える人多くなり、窮民は、米穀商の店を襲い、これを破壊するに至った。これは、前年・西南諸道・駿河・伊豆・陸奥・出羽の諸国が蝗害に襲われ、米価

は騰貴し、江戸でも餓える者を出すことにより、幕府は、米穀を出し救い、家主に地代・店賃を免除させ、幕府も公役を半減して救済策をうち出した（『柳營日記』、「月堂見聞集」）。

(6) 天明七年（一七八七）五月 天明二年（一七八二）以来の凶荒、加えて六年（一七八六）七月の関東の大洪水で、江戸の飢饉は最悪状態に落ち込み、窮民は暴動を起こして米穀商を打ちこわした。これは、米穀商ばかりではなく、豪商にも、その打ちこわしが行われた。幕府は、金銭・穀物を施して、これらの飢民を救った（『消夏自適』、「森山孝盛日記」）。

この時の状況の記事を「蜘蛛の糸巻」によってみると、

翌年・天明九丁未の年・五月、玄米・両に弍斗五升、麦ハ八斗、大豆・六斗、同月十日頃・白米・百文に付三合五勺、豆・七合、同月十八日頃、百文ニ三合、御蔵米・三拾五石ニ金弍百五両、老両に老斗七升、錢兩ニ五貫弍百、茲にいたりて米穀ハ動かず、米屋共、江戸中・戸を閉す。同月廿日の朝、雑人共、赤坂御内外なる米屋を打毀す。（下略）

また、「天明七丁未年江戸飢饉騒動之事」に、

（上略）（天明七年五月）廿日之夜、いつ方よりか参候哉、年の比・十七八歳に見え候・大若衆・先に立候て、赤坂辺より初て、山の手ハ、四ツ谷、青山辺の玄米屋・春米屋のこらず打ちこわし。（下略）

(7) 天保七年（一八三六）江戸大飢饉、四年（一八三三）から五年にわたった不作のあととも、凶荒は、ことのほか著しく、物価は高騰で、江戸市民は窮乏がはなはだしく、この事態は、八年（一八三七）におよんでいる。幕府は、救小屋を設け、窮民を收容し、救恤した。この窮乏度は、天明の状態を越えたが、ついに打ちこわしは起こらずにすんだ。

(8) 明治二年（一八六九）凶作、物価騰貴で、東京府民は窮乏者・多数をだした。明治二年、八月二五日。救恤の詔がだされる。しかし、飢饉の惨状はなかった。しかし、奥羽地方は飢饉がはなはだしく陸前国・仙台では、餓死者が、少なからずあった（『太政官目誌』、「太政類典」）。

江戸幕府開府以来・明治二年に至るまでの主な江戸の飢饉を挙げると、慶長四年（一五九九）、同一年（一六〇六）、元和五年（一六一九）、寛永一八年（一六四二）、同一年（一六四三）、延宝三年（一六七五）、同八年（一六八〇）、同九年（一六八一）、天和二年（一六八二）、元祿一四年（一七〇一）、正徳四年（一七一四）、享保一八年（一七三三）、宝暦五年（一七五五）、天明四年（一七八四）、同七年（一七八七）、天保四年（一八三三）、同七年（一八三六）、慶応二年（一八六六）、明治二年（一八六九）となる。

こうして寛永一八年（一六四二）、同一九年、二〇年と、飢饉が三年間も続き、延宝八年（一六八〇）、天和二年（一六八二）、元祿一四年と、断続した凶年、天明四年（一七八四）、同七年（一七八七）、天保四年（一八三三）、同七年（一八三六）は三年を隔てて断続して飢饉に襲われている。

こうして、江戸・東京の飢饉というのは、米などの生産地としての飢饉ではなく、消費地であることから、必然的に、そうした地方の諸国の飢饉のあおりをくつての結果、飢饉状態に追いこまれたのである。

江戸・東京の飢饉の窮民は、こうした他国の凶作による食料品の不足による住民自体の窮乏による窮民化と、地方飢饉にもとづく、住居地からの脱出と、江戸・東京への流入による流民の二つのパターンの窮民をかかえたといえる。こうして凶荒の生産面での原因は、風害、水害、旱害、蝗害、陰雨（暑中の気温低下、日照時の少いことが、緯度の高い東北・関東地方に凶荒をもたらす場合が多発する）による。

### 三 人足寄場收容者の無宿高率性

無宿は、住所不定で、人別帳から抹消（帳外）された無籍者である。そうなると、「無宿人別帳」というのは、ありえない。無宿が、人足寄場に收容されれば、寄場人足帳の人別に在籍されることになる。しかし、これは仮の人別帳であるから無宿の肩書ははずされない。このことは、石川島人足寄場の年越しの在籍帳である「明治二己巳歳（二八六九）中・居越帳」に無宿の肩書がつけられている者が、収録人員・二五一人のうち、一五一人を数えることができる。

この「明治二己巳歳中・居越帳」（法務省矯正研修所・附属矯正資料館蔵）は、石川島人足寄場で年越をする收容者の在籍簿であって、この簿冊に登録されている人びとの出身地と人数を示すと、

- （人数）（出身地）  
一七二人——江戸府内。  
二十四人——武蔵国。  
七人——信濃国。  
五人——下総国・不明（記載なし）。  
四人——越後国。  
三人——相模国・甲斐国・尾張国・京都。  
二人——大坂・下野国・越中国。

一人——安房国・上総国・伊豆国・静岡・三河国・遠江国・佐渡島・越前国・伊勢国・備前国・豊前国・肥前国。

收容者の職業の有無を示すと、

- 一五一人——無宿。  
七七人——町人。  
一七人——農民。  
五人——役人。  
二人——僧侶。  
一人——公家。

となっている。

なお、收容総員・二五一人についての年令をみると、最年少者・一三歳・二人からはじまり、五七歳・一人が最年長者となっている。この年令構成をみると、二〇歳以上が、一一四人で、全員の四五・五パーセントというほぼ、総員の半数を占めるのが少年であり、二五歳以下の青年は、一七一人で、七〇パーセント弱ということになる（石川島人足寄場・居越帳）の重松一義教官の解説参考。

この石川島人足寄場を設置した目的はどこにあったであろうか。「京兆府尹記事・九」に、

御府内の花と葉もしげりたるによって、諸国より集り来る者多し、その中には理弁の徒は少く、放埒惰弱の族ありて後非人と成り下るなり、是は己が心柄とは言ひながら、非人多きは国の恥なり、若・臣に豪名を蒙りなば、か様の族も召捕て、両国の下流、佃島・無人島等に於て身持相應の産業を教へ、雑費の外は、其者

共の徳分と為<sup>レ</sup>致、錢財をたまたしめ、居を為<sup>レ</sup>持、渡世を為<sup>レ</sup>致なばよかるべし、国の元は百姓なれば、其中より撰び、百姓に仕立、御料・私領に不<sup>レ</sup>拘、無人の土地へ有付なば、百姓無<sup>レ</sup>之のうれひもなかるべし。とある。そうなると、人足寄場は、浮浪者の授職・授産の社会福祉事業場の機能をもつことになる。

石川島とそこに設置された人足寄場の沿革をみると、寛永三年（一六二六）・石川島起立。寛政二年（一七九〇）・石川島人足寄場が起立されるが、その施設の前身ともいふべきものに、深川・無宿養育所があり、これは、安永九年（一七八〇）に設立されたが、天明六年（一七八六）に廃止されている。

この人足寄場に収容される者は、無宿が多数を占めるが、その他・寺社奉行・町奉行・勘定奉行、または火付盗賊改役の手にかかった人のうち、入墨・敲などの軽罪の者、処刑を終えても、その者の身元を引受ける人がいない場合とか、引受人はいても、再犯のおそれがある者などが収容の対象となる。ここに収容される者は、罪科の軽重に応じて、一番から七番に至る人足小屋のいずれかに収容されることになっている。

この人足寄場を設置したのち、天保七年（一八三六）になると、全国的規模での飢饉が発生して以来、急激に、収容人員が増加の線をたどり、天保一三年になると、四六〇余人を受け容れるくらいにふくらんだ。

天保改革ののちは、無宿、江戸払い以上、追放の者も、すべて、収容されることになった。そのために、人足の数も、ますます増加し、弘化元年（一八四四）には、六〇〇人におよんで、幕末には四・五〇〇人程度というが、明治二年（一八六九）の収容人数は、男子は二五一人と落ち込んだ。そして、この寄場の歴史は、石川島監獄署、巢鴨監獄、府中刑務所へと資料とともに受け継がれていったのである。

収容者数の推移につき、「東京百年史・第一巻」（東京都・昭和48年2月刊）の表によると、次の数である。

(年 号)	(収容人員)
寛政五年（一七九三）・一カ年平均	一三二人余
文化一四年（一八一七）・一カ年平均	一三二人余
文政五年（一八三三）・九月	一四六人
天保一三年（一八四二）・一一月	約五〇〇人（内、追放もの一一〇人）
同年（〃）・一二月	四六〇人
天保一四年（一八四三）・三月	五一五人
同年（〃）・春以降	約六〇〇人（内、追放もの二四〇人余）
天保一五年（一八四四）・七月	約六〇〇人余

「居越帳」に、

島田覚七郎 午廿三歳 上州群馬郡北□村百姓・小左衛門事小十郎・召仕ニテ致<sup>ニ</sup>欠落<sup>一</sup>居リ。

天野 徳藏 午十七歳 横山町老丁目・家持・源七・召仕ニテ致<sup>ニ</sup>欠落<sup>一</sup>居リ。

新井徳次郎 午十六歳 武州豊島郡内藤新宿南町・元庄八店勘助俵ニテ致<sup>ニ</sup>欠落<sup>一</sup>居リ。

島津勝五郎 午五十六歳 兵部省支配宮田本之丞・小者ニテ欠落致候。

佐久間善七 午三十七歳 新島原梅ヶ枝小路・徳兵衛・地借・藤吉・召仕ニ而致<sup>ニ</sup>欠落<sup>一</sup>候。

林 米吉 午廿七歳 浅草元吉町拾二番地・借番組人宿・間杉伝兵衛・寄子ニ而致<sup>ニ</sup>欠落<sup>一</sup>居リ。

これらの六人は、いずれも、人別地から欠落（失踪）したので、本籍地の人別帳から抹消（帳外）されてはらずであり、そうであれば、無宿の取扱いを受けることは間違いないところである。

#### 四 寄場人足の出身地分類

寄場人足の出身地分類人足寄場人足の出身地を大別してみる。

○江戸府内の「無宿」出身地分布、「居越帳」の記載順による)性別・年令

神田佐久間町(男・一七歳)、紺野町(男・三三)、神田皆川(男・一八)、本所(男・一七)、四谷伝馬町(男・三八)、小日向吉川町(男・二〇)、神田佐久間町(男・一八)、通旅籠町(男・二五)、浅草花川戸(男・一八)、下橋町(男・一九)、浅草田町二丁目(男・一八)、平松町(男・一六)、浅草阿部川町(男・四一)、浅草福井町二丁目(男・一六)、四谷伝馬町(男・二〇)、玉池松金(男・二〇)、東湊町(男・四九)、二葉町(男・二〇)、赤坂伝馬町三丁目(男・二四)、表六番町(男・二九)、難波町(男・二〇)、入谷(男・一九)、神明町(男・二四)、谷中天王寺門前(男・三三)、四谷(男・二二)、深川元加賀町(男・二七)、駒込(男・一八)、神田佐久間町(男・二二)、神田久右衛門町(男・二二)、下谷坂本町(男・二六)、浅草三間町(男・二二)、岡崎町(男・一七)、神田(男・二四)、浅草黒船町(男・二二)、浅草田町(男・一七)、神明町(男・二四)、深川海辺大工町(男・二二)、巢鴨駕籠町(男・一六)、浅草諏訪町(男・一九)、深川八名川町(男・二二)、本所徳右衛門町(男・二〇)、芝新佃町(男・二二)、同(男・一七)、芝金杉仲町(男・二五)、下谷切手町(男・一九)、神田久右衛門町(男・一五)、赤坂(男・二四)、下谷万年町(男・一七)、麻布(男・二二)、柳原岩井町(男・一八)、四谷簞笥町(男・一五)、岡崎町(男・一六)、深川海辺大工町(男・一八)、神田鍛冶町(男・二八)、下谷切手町(男・一八)、赤坂裏伝馬町老町目(男・一八)、

南砂町(男・一七)、青山原宿町(男・一八)、南茅場町(男・一九)、麴町(男・一八)、本銀町(男・三二)、浅草田町(男・三三)、芝片門前町(男・二八)、青山(男・一七)、駒込浅嘉町(男・二〇)、深川海辺大工町(男・二二)、船松町(男・二五)、長崎町(男・一五)、本所元町(男・四六)、浅草阿部川町(男・三五)、北本所表町(男・一七)、小伝馬町二丁目(男・四五)、浅草寺中(男・二七)、桶町(男・一八)、富山町(男・一五)、青山口町(男・一八)、深川黒江町(男・二二)、本所永倉町(男・二五)、表四番町(男・二四)、本郷(男・一五)、麻布(男・一六)、下谷三ノ輪町(男・二三)、横山町一丁目(男・一七)、浅草元吉町(男・二七)、深川北森町(男・一六)、西久保巴町(男・一九)、麴町(男・二二)、浅草福富町(男・一三)、下谷徒町(男・三〇)、猿若町老丁目(男・三六)

○地方の「無宿」出身地分布・性別・年令

京都川原町(男・二〇)、新宿町(男・一六)、武州石神村(男・四五)、武州八王子村(男・三九)、下総(男・一八)、武州西方村(男・二七)、三州根寄村(男・一八)、京都上丁(男・三五)、佐州(男・三一)、上州群馬郡北口村(男・二三)、武州豊島郡内藤新宿南町(男・一六)、新島原梅ヶ枝小路(男・三七)武州中野村(男・一六)、豊前中沢宿(男・四一)、大坂葭屋橋(男・三三)、武州奈良村(男・三四)、下総(男・四二)、武州生麦村(男・二二)、甲州台ヶ原(男・二二)、上州矢部村(男・三一)、品川(男・一九)、房州船方村(男・二八)、勢州川崎村(男・二八)、相州新須賀村(男・二二)、越前国中沢村(男・三七)、武州鴻ノ巣宿(男・二〇)、相州浦賀(男・二〇)、信州宮本村(男・二九)、越中富山(男・一八)、信州松本(男・一六)、越後国柏崎(男・一五)、下総岡登戸村(男・二九)、信州(男・一七)、上州大門宿(男・三九)、大坂京町堀一丁目(男・三三)、越後国今町(男・一三)、信州(男・五四)、信州松本(男・二二)、

武州大井村(男・一六)、肥前長崎(男・四九)、長州三島宿(男・一九)、上州福島村(男・二六)、甲州鯉沢宿(男・一八)、相州浦賀(男・三〇)、下総(男・一九)、品川(男・二二)、越後国長岡(男・二七)、武州上高田村(男・二〇)、上州安中(男・三一)、野州(男・四二)、武州□倉村(男・二二)、武州榛沢郡深谷沢(男・二二)、武州越川村(男・二六)、尾張名古屋(男・二三)、千駄谷(男・二九)、武州(男・二六)、甲州塩山村(男・二七)

○収容者のうち、入墨者は、

南紺屋町・入墨(男・二五)、三州根寄村・無宿・入墨(男・一八)、本郷・無宿・入墨(男・一五)、下総・無宿・入墨(男・四二)、上州福島村・無宿入墨(男・二六)

○収容者のうち宗教関係者

橋本町一丁目六番地・借店・願人・片山教道(男・五六)、麻布六本木町・本山修験・大久保大聖院・触下・大行院・竜純・倅・中尾力次郎(男・一八)

○その他の収容者(出身地分明者)

(江戸府内)

橋本町(男・五四)、箱崎町二丁目(男・二〇)、高砂町(男・二八)、堀江町二丁目(男・二六)、赤坂新町五丁目(男・三一)、浅草町(男・二二)、松島町(男・二二)、牛込横町(男・一六)、下谷金杉上町(男・二二)、橋本町三丁目(男・三一)、深川黒江町(男・一七)、深川黒江町(男・四三)、檜村町(男・一五)、橋本町二丁目(男・一五)、岩本町(男・一九)、佃島(男・二八)、深川南森下町(男・二二)、下谷万年二丁目(男・四二)、駒込浅嘉町(男・一九)、三河町四丁目裏町(男・三六)、本郷西竹町(男・二八)、岡崎町(男・二二)、三河町三丁目裏町(男・一九)、神田雉子町(男・二二)、深川西平野町(男・一六)、小石川境町(男・三七)、浅草金龍山下瓦町(男・四三)、神田久右衛門町一丁目(男・五七)、神田松田町(男・二九)、麻布六本木町(男・一八)、連雀町(男・二二)、下谷万年町一丁目(男・一六)、神田多町一丁目(男・一七)、神田新銀町(男・一五)、神田鍋町(男・一四)、三河町四丁目(男・一四)、亀島町(男・一九)、浅草寺中善電院(男・三九)、市ヶ谷長延寺谷町(男・二四)、下谷長者町一丁目(男・二九)、深川渚町(男・二六)、浅草黒沢町(男・二八)、麻布広尾町(男・三九)、神田平永町二十番(男・一六)、青山和泉町(男・一八)、浅草聖天町四十番地(男・四八)、四谷塩町二丁目(男・五〇)、南小田原町二丁目(男・二〇)、浅草阿部川町六十四番地(男・四六)、牛込早稲田村(男・二六)、東永倉町十八番地(男・二九)、神田亀住町(男・二三)、湯島切通町三番地(男・一六)、浅草医王町(男・二二)、中之郷元町十二番地(男・二〇)、西紺屋町二十番地(男・一九)、橋本町二丁目六番地(男・五六)、同町十番地(男・二五)、同(男・二八)、同(男・四三)、同(男・二三)、本所吉岡町(男・四二)、東八町堀二丁目八番地(男・二〇)、南横町(男・三二)、下谷万年町一丁目七番地(男・一五)。神田同朋町十七番地(男・一九)。

(地方)

武州鳶□郡沼江村(男・三一)、信州・水内郡戸隠村(男・二三)、池袋村(男・二二)、武州南品川海蔵寺門前(男・二三)、武州(男・五一)、西京新町頭玄番町(男・二二)、武州久良岐郡横浜真砂町(男・二二)、武州葛飾郡中平井村(男・二五)、下総国相馬郡菅生村(男・三一)、越中国下新川郡三日市宿(男・二〇)、上総国野陀郡木更津村(男・一八)、武州豊島郡滝ノ川村(男・五一)、新島原初音小路四番地(男・三二)、武州下高井戸村(男・二四)、武州豊島郡下尾久村(男・一九)、武州多摩郡八王子宿(男・四二)、越後国

蒲原郡三条村越後町(男・三〇)、尾州中島郡片原一色村(男・二五)、野州安蘇郡足尾郷赤沢村(男・四二才)、武州豊島郡金井久保村(男・三八)、武州多摩郡小山村(男・二八)。

この「居越帳」による限り、被記載者は総て男性である。それでは、人足寄場は、男子だけが收容されたかというところではない。人足寄場の創設された当時は、女無宿が收容されていたが、享和年間(一八〇一—一三)以後は、收容することを中止した。しかし、天保改革以後は、再び、女性を收容することにし、女部屋もつくられて、女無宿の收容制度が復活した。

○寄場人足の出身階層性

「明治二年(一八六九)・居越帳」で職業別階層をみると、

無宿・一五一人、町人・一七七人、百姓・一五人、役人・五人、公家・一人、僧侶・二人

と、重松一義教官は解説をしている。

この場合、町人といっても、店借、同居人地借が、そのほとんどを占めている。

## 五 人足寄場に收容された山伏・願人・乞胸

南和男助教授が、「江戸の下層社会」という論文で、江戸時代の賤民には、各種のものがあるが、穢多・非人を除くと、猿飼・茶筌・夙・乞胸・願人などがその主要なものであるという。しかし、江戸では、茶筌・夙は存在しないから、江戸の下層社会における賤民層は、願人・乞胸・穢多・猿飼・非人などがその主要なものであった。

そもそも、願人という僧体の乞食は、寺社奉行の支配を受けるので、町奉行管轄下の弾左衛門のタテ社会の系列には組み入れられない。江戸の願人が泊まる宿を、乞胸の宿と同じに、「ぐれ宿」といった。願人の妻子には、非人と同じように勸進(施物乞い)をする者もあり、願人につき、非人頭・車善七から非人の女子にまぎらわしいと苦情が出されている。

願人が古典落語で取扱われているのは、「ひや」がある。この落語の落ちは、茶毘所(火葬場)の「火屋」と冷酒の「ひや」(冷)とかけている。ここでは願人は、隠亡役をするのである。願人には、いろいろな種類がある。たとえば、淡島願人(粟島願人)とか、鞍馬願人がある。

「明治二年・居越帳」に、宗教師として記載されているのは、

中尾力次郎 午十八歳 麻布六本木町 本山修験大久保大聖院触下・大行院・竜純・倅  
がある。また、

吾妻菊次郎 午十五歳 橋本町老丁目・長藏店・願□人仙人方同居・久次郎・次男

片山教道 午五十六歳 橋本町老丁目六番地・借店・願人

とある。後者は、願人と関係があるのではないか。かりに、ないとしてもよから願人について考えてみたい。南助教教授の「江戸の社会構造」に、願人というのは、願人坊とも願人坊主ともよばれ、市中を徘徊し、人家の門口に立ち、軽口・謎・阿呆陀羅経などを唱え、歌・浄瑠璃をうたい、他人に代わって祈願の修行もして米銭をかせぐ僧体の乞食なのである。

願人の宿所は、天保改革当時、下谷山崎町二丁目七軒、橋本町に四六軒、四谷天竜寺門前に三軒、元鮫河橋北町に二軒、芝新網町に二五軒、合計・府内五カ所・八三軒あった。天保一三年(一八四二)十一月「寺社方々

願人取締方之儀ニ付申上候書付」(「市中取締類集」・乞胸取締之部)に、

願人共・作法、近年・猥ニ相成、連立・市中其外・踊歩行、三衣茂不<sub>レ</sub>着・頭を包、又は裸ニ而家々之門口ニ而押而施物を乞、往来之妨をなし、其上・姪奔戲諺を唱、或は考物之札を配り、小児・女之興ニ入候事而已心掛ケ錢貰受候段、不行跡之至、仏門ニ有間敷儀、右故・情弱放蕩ニ而産業を嫌ひ候者多く弟子ニ相成、乞胸・非人等ニ等しく以之外之事ニ候、殊ニ半田稻荷勸進・住吉祭之類、近年・仕癖ニ而全く僧侶之躰を失ひ、且・新規之儀以来・右類之修行難ニ相成候、縦令・貧窮之者ニ候共、輪袈裟斗・或は裸ニ而勸進致候儀は僧形ニ背候事

同じく十一月、寺社奉行阿部伊勢守正弘が願人取締りを嚴命しており、願人触頭は以後・俗人にいっさい止宿させないと返答した。

鞍馬願人は、高野聖・熊野比丘尼・伊勢・出羽羽黒の御師と同じに、全国を遍歴する鞍馬信仰の伝播者であったが、この鞍馬願人は、他の願人坊主と同じように乞食坊主に数えられる。

延享元年(一七四四)一〇月、鞍馬寺・大藏院から発行する願人坊主由来並に掟目がある。

願人坊主由来・並・掟目

願人名目之儀者、源義経公・奥州下向之節、拙者坊人之内合法虎之巻・伝授仕候者共、本尊・多門天江心願有・御供仕候砌、武運を被<sub>レ</sub>為開候故、源公願人と被<sub>レ</sub>称候ニ付、拙寺にて坊人を願人と申候・古実にて御座候、所謂・坊人と申者、諸国徘徊仕、加持祈禱等を仕、札守・秘符を勧め候・俗法師にて御座候、只今に至、一山にても余院にても多く有<sub>レ</sub>之候、則・願人も許状者ニ役にて御座候、但・円光院方・願人も、古来は拙寺より勝泉院と申に分り置候処、元祿三年より円光院支配に相成、其砌・御奉行所江以三代僧御届申

上候、往古者・拙者・許状を取・組頭等・国々多有<sub>レ</sub>之候、一国切之支配に申付候儀にて候所、元龜年中以來、貧寺に相成候は、本寺より改も不<sub>レ</sub>致・猥になり、修驗方江随候様ニ成行候、御当地多く支配下有<sub>レ</sub>之儀は、慶長年中以來之儀にて、組之内・仁躰を撰・触頭役に申付置、関八州之願人等、年々・組頭共・相廻り改置、從<sub>ニ</sub>御公儀<sub>一</sub>御尋物等被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候節は、関八州江は廻状にて申付、余国江は御当地より人数を差出、数度・御用をも相動来候、此度・吟味仕候得者、近来は関八州も猥に相成候。

一大坂表組頭之者有<sub>レ</sub>之、只今に百計・居住仕候、彼地にて開帳・勸化等之改被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候義にて御座候。

一駿河・府中にても円光院・拙者支配之願人少・居住仕候、其外・諸国ニも無本寺の願人等多く有<sub>レ</sub>之候旨・相聞江候、右之趣ニ而修驗不<sub>ニ</sub>似寄<sub>一</sub>候ものは、何方にても願人と申候様に成行候。

右・從<sub>ニ</sub>御尋<sub>一</sub>覚悟仕候趣、書付奉<sub>ニ</sub>差上<sub>一</sub>候・以上。

延享元甲子年十月

鞍馬寺

大藏院

これと同文が鞍馬寺に伝えられているが、それによると、大岡越前守忠相から問合せがあったから差出したものであると附記されている。この文書にある願人の起源は、後世の伝承で、義経に附会したものである。願人は、鞍馬寺の大蔵・円光両院の支配を受けた。江戸・大坂・駿府などで勸進に努力し、修驗道に類する加持祈禱を行ってきている(橋川正「鞍馬寺史」・鞍馬山開扉事務局出版部・大正15年刊)。

前記の「本山修驗」とは、当山派修驗道に対する本山派修驗道であって、本山派は、室町時代末期に、だいたいの、教団体制を確立していた聖護院門跡と熊野先達を中心とした修驗教団である。当山派は、鎌倉時代末期に、興福寺の東西両金堂を拠点とした興福寺修驗を中心として、主として同寺末の諸寺院によって修驗者が一つの集

団をつくるようになっていた。この集団は、これら諸寺院が真言化していたこともあって真言系の修験・当山派とよばれ、その主要な構成員は、当山派・三十六先達衆（当山正大先達）とよばれる。この三十六先達衆が、中世の座に似た結衆を組織していた。江戸時代になると、修験道も、幕府の宗教政策のため、聖護院に統轄される本山派に対し、当山正大先達を包括した三宝院の当山派といった二分化が行われた（宮家準「山伏」その行動と組織―昭和48年刊）。

天保一三年（一八四二）の仁太夫書上によると、乞胸頭・仁太夫の集団は、宿所が下谷山崎町二丁目、仁太夫と手代・六人のほか、約一〇〇人余が止宿し、四ッ谷天竜寺門前・深川海辺大工町にも、前者・一六〇七人、後者・二一人が止宿していた。仁太夫集団の芸能は、綾取・猿若・辻放下・浄瑠璃・物真似・物読・江戸万歳・操り・説教・仕方能・講釈・辻乞胸などであった。

天保一四年（一八四三）六月頃、この集団は、分散している支団を集めて、一団となって浅草電光寺門前に移っている。この時の人数は約三〇〇人であった。

こうして、非人・乞胸系の芸能者の末端的な姿を明治の文芸作品に求めてみよう。

ここで、樋口一葉（なつ・明治五年〔一八七二〕～二九年〔一八九六〕）は、明治二六年（一八九三）七月、二二歳で、下谷区竜泉寺町三六八番地・俗称・大音寺前に転居し、以後のこの地における見聞にもとづいて「たけくらべ」を制作している。八月に、荒物屋・駄菓子店を開業している。明治二八年（一八九五）・二三歳の時、一月、翌二九年一月にわたり、「文学界」に「たけくらべ」を発表する。この作品に、

表町の通りを見渡せば、来るは来るは、万年町・山伏町・新谷町あたりを唄にして、一能一術これも芸人の名はのがれぬ、よか〜餡や軽業師、人形つかひ、大神楽、住吉をどりに角兵衛獅子、おもひおもひの扮粧

して、縮細透綾の伊達もあれば、薩摩がすりの洗ひ着に黒襦子の幅狭帯、よき女もあり男もあり、五人七人十人一組の大たむろもあれば、一人淋しき瘦せ老爺の破れ三味線かゝへて行くもあり、六つ五つなる女の子に赤禪させて、あはれ紀の国をどらすも見ゆ、お顧客は廓内に居つゝけ客のなぐさみ、女郎の憂さ晴らし、彼処に入る身の生涯やめられぬ得分ありと知られて、来るも此処らの町に細かき貫ひを心に止めず、裾に海草のいかゞわしき乞食さへ門には立たず行過るぞかし、容顔よき女太夫の笠にかくれぬ床しの頬を見せながら、喉自慢（下略）

こうした大衆芸能は、浅草奥山を中心に栄え、この周辺に大衆芸能人が生活していた。

## 終 幕

「人足寄場と民衆」という題で考察している間に、「明治二己巳歳中 居越帳」を、重松一義教官から印刷物として寄贈していただくことにより、収容された人足の出身地が、奇妙に気になってきた。そこで、今までの構想をご破算にして、その分析を始めたのであるが、その町名の所在を突きとめるのに、江戸の切絵図や、「御府内備考」、「新篇武蔵風土記稿」をはじめとして諸地誌類を探ぐっているうちに時が経ってしまった。しかし、この追求は、後日の完璧を期することにした。

町についての分析をしている間に、無宿の出身地は、近世細民街や被差別部落といった関連において浮上してくる。やはり、貧困が無宿を基本的には産み出す地盤を形成していることが判かる。ここに、刑事社会史の体系化の必要性が痛切に感じられてならない。前時代的的社会問題発生地は、都市の外延的發展とともに、近代スラム

もドーナツ状に外へ向って放出される。しかも、江戸時代の貧民街の残滓は、法民俗学的対象として、さらに、新しい社会矛盾と公害のうちに装いをこらしていく。かつての人足寄場は、監獄へと変遷をとげ、授産場は、社会福祉事業施設へと分化していく。そうであったとしても、人間尊重のない行刑は、犯罪民衆の社会復帰に、どれだけの有効剤となるであろうか。

教育刑と勤労尊重の理念は、かつての石川島人足寄場のうちに、ひそかに種子が蒔かれていたことを信じて疑わないのは、寄場が日本行刑史の郷愁の手がかりにとどまらないからである。

だが、しかし、文政五年（一八二二）から天保十一年（二八四〇）までの一八年間に八丈島の流人の数は、二六〇人と記録されている。このうち人足寄場逃げ出しが二二人いる（東京都八丈島八丈町教育委員会「八丈島誌」・昭和48年刊）。

## 台東開導所について

安 平 政 吉